

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

本資料の目的

1. 2014年7月31日に公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」を公表した。公開草案に対するコメントを2014年10月31日に締切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては公開草案の提案から変更が行われた箇所がある。
2. この点、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性がないか否かについて検討する。

公開草案の提案から変更を行った主な項目

3. 公開草案公表以後、作業部会及び親委員会における審議によって、公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	公開草案での提案	公開草案公表日以後の対応	変更の理由
(1) 確定給付制度の廃止、縮小又は清算時の処理（修正会計基準第2号）	確定給付制度の <u>廃止、縮小及び清算時にリサイクリング</u> を行うよう「削除又は修正」を求める。	確定給付制度の <u>廃止又は縮小</u> 時にリサイクリングを行うよう「削除又は修正」を求める。	・寄せられたコメントを踏まえて、各文言を見直した結果、清算について除くこととしたが、実質的な修正ではない。
(2) 「確定給付制度の廃止又は縮小に関連する金額」の算定方法（修正会計基準第2号）	「確定給付制度の廃止又は縮小に関連する金額」の算定方法が「確定給付制度債務の現在価値の比率」のみとされていた。	左記に加え、「その他合理的な方法」を追加した。	・日本基準上は、「確定給付制度債務の現在価値の比率」のみではなく、「その他合理的な方法」によることも認められており、作業部会におけるコメントを受けて日本基準と同様の取り扱いとするよう修正を行

			った。
(3)適用時期	・適用時期は制度化される段階で定められる見込みとしていた。	・2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る年度末の連結財務諸表から適用することができるものとした(四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表からの適用)。	・公開草案時点では制度化との関係で適用時期を示していなかった。現在の状況を勘案し、本資料において適用時期の提案を行っている。

4. 前項の主な変更点はいずれも重要な変更ではないと考えられるため、公開草案を再度公表する必要はないと考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上